

諸外国における客観的根拠に基づく教育政策の推進に関する状況調査 (文部科学省委託調査)

資料1

5月24日 最終報告

◆目的

我が国における客観的根拠に基づく教育政策を総合的に推進する体制を構築するに当たって参考となる情報を得るため、諸外国における客観的根拠に基づく教育政策の推進に関する状況について調査を実施する

◆主な調査項目

- 諸外国における客観的根拠に基づく教育政策を推進する体制(教育施策の効果を専門的・多角的に分析、検証するために必要なデータ・情報の体系的な整備や、実証的な研究の充実も含めた総合的な体制の在り方)
- 教育政策担当者・教育分野の研究者・学校現場等の客観的根拠に対する認識 等

◆調査実施方法

文献調査及び現地インタビュー

◆調査対象国

イギリス及びアメリカ

◆調査委託先

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

<イギリス>客観的根拠に基づく教育政策 発展の経緯

文献調査及び現地インタビューで把握できた主要なトピックス

- 1979～1997年の保守党政権、1997～2010年の労働党政権、2010年以降の保守党政権と、政権交代の前後でも一貫して教育水準の向上と地域間や学校間の格差是正が教育政策のテーマとされ、説明責任の確保のため地域や学校への査察が行われている。
- エビデンスに基づく教育政策が本格的に議論され始めたのは1990年代後半であり、教員の専門性を高めるための教育研究のあり方に関する議論が契機となった。同時期、早期の積極的介入が有効だとするエビデンスに基づき幼児教育・保育分野への投資拡大が行われていたほか、医療分野での国内成功事例や国際的研究動向が他分野にも波及した結果、教育分野でも政策形成サイクルにおいて「何が有効か」が重視されるようになり、エビデンスの活用が政府方針となっていた。2003年から2007年にかけては失業や低賃金の労働者に対する就業継続プログラムの評価にランダム化比較試験を用い大規模実証によって効果を把握した事例も見受けられ、イギリス国内での実証的研究の結果を政策に活用する流れが広まっていった。
- 2010年以降、保守党の緊縮財政政策と教育現場への権限移譲政策の中、エビデンスはさらに重視されるようになった。2011年に教育省主導で設立された公益財団のEducation Endowment Foundation(EEF)が、一次研究・二次研究の推進(エビデンスの創出)、既存のエビデンスの統合・可視化(エビデンスの伝達)、普及方法の探索(エビデンスの伝達・活用)の中核的な役割を担っている。EEFでは社会経済的背景による教育格差解消を目的として、より効果的なプログラムが教育現場で実践されるよう、質的研究及び量的研究の成果を政策立案や教育実践に活用してもらうための取組みを推進している。

<イギリス>成果と課題

文献調査及び現地インタビューで把握できた主要なトピックス

○ エビデンスの「創出」の観点

アメリカの教育研究、医療分野での成功、情報技術の進展の影響を受けて、研究者が中心となって取組みを進めてきた結果、教育研究分野でも研究者の量的研究の能力が急速に高まったとされている。また、政策立案者と社会調査専門職種との協働体制の構築等の政府内の人的体制の充実や生徒及び学校の個票レベルで情報が連結されたデータベース等の情報インフラの整備が進められたことも、政策形成と教育研究を大幅に近づけたと評価できる。他方、研究機関への研究資金分配を通じて研究者は「教育実践に活用される教育研究」を求められており、現場と連携した研究活動や研究テーマの設定に影響が生じている。

○ エビデンスの「伝達」の観点

政策立案者や教員が教育研究から得られる示唆を使いこなせるよう、系統的レビューの研究手法をベースとしてエビデンスを統合し可視化されたThe Teaching and Learning Toolkit等の簡易ツール・方法論が開発されている。また、特にEEFのような中間組織の設立によって「伝達」プロセスが構築され、「創出」「伝達」「活用」の3局面が効果的に機能していることが成果として考えられる。ただしオンラインツールだけでは研究と実践の橋渡しとしては不十分だと指摘されており、より効果的な介入方法が模索されている段階にある。

○ エビデンスの「活用」の観点

EEFがエビデンスの活用に重きを置いて一次研究を支援するようになったこともあり、大学の研究者が教育現場と直接連携を図る動きも拡大している。また、社会への説明責任や教育格差是正を目的とした政府助成金の直接交付等を背景に、エビデンスを活用する動機付けが学校レベルでも図られており、既存調査からも学校の幹部層に活用の動きが浸透していることが明らかになっている。政府では教育省内に政策立案者10～20人に1人の割合で社会調査専門職が在籍しエビデンスを政策に活用する重要性や方法論が一定程度浸透しているが、どの程度エビデンスを重視するかについての明確な数値目標等は示されていない。

○ エビデンスを基に大きな広がりを見せた施策の例

保育・幼児教育・保健医療・親支援を目的とした総合的な事業Sure Startが挙げられる。同プログラムは1999年の開始当初、アメリカでの先行研究を参考に、貧困地域の就学前の乳幼児とその家族を対象に実施され、パイロット事業段階では250箇所での展開が目標とされた。その後、地域を限らず展開され、2015年までには約3,000地域にまで拡大した。このような実績を背景に、教育政策でもエビデンスの活用が重視されるようになり、政府白書の中でも繰り返し言及されるようになっている。

<アメリカ>客観的根拠に基づく教育政策 発展の経緯

文献調査及び現地インタビューで把握できた主要なトピックス

- アメリカでは合衆国憲法により教育の責任は連邦政府ではなく州にあるものとされ、州政府が基本的権限を有するが、貧困家庭の多い地域への補助金交付を定めた1965年の初等中等教育法制定以降、同法の改正を中心としつつ新たな立法を行うことで、連邦政府の教育政策への関与が進められてきた。
- アメリカのエビデンスに基づく教育政策は、研究者が厳密な評価手法を用いてプログラム開発を牽引することで進んできたが、ブッシュ政権が2002年に公的教育における新たな連邦政府の役割を「落ちこぼれを作らないための初等中等教育法(No Child Left Behind Act of 2001 (NCLB))」で定め、各州に厳格な評価システムの構築及び学力把握・課題分析・改善措置を求めた。また「2002年教育科学改善法(Education Sciences Reform Act of 2002)」で教育政策の統計整備・現状分析・研究推進を担う専門機関「Institute of Education Sciences (IES)」を設置し、教育政策の有効性を示す厳格なエビデンスを提供することとした。
- ただし、連邦政府による過度の介入や権限拡大、連邦統一の達成水準設定など、NCLBには批判も多く、連邦政府のアプローチはその後徐々に変化していった。2009年にはオバマ政権下で教育改革法「頂点への競争(Race to the Top)政策」が制定され、成果を挙げた州を優先的に支援する巨額の競争的補助金を設けることで州レベルでの教育改革を後押しする方策が採られた。また、2016年にはNCLBの改正法として「全児童・生徒学業達成法(Every Student Succeeds Act (ESSA))」が制定され、学力試験の評価方法、学力不振校への改善支援制度、教員に係る制度などを州政府に権限を戻す方向での変更が加えられたほか、厳格な評価結果(ランダム化比較試験)以外にもエビデンスとして認められ始めている。

<アメリカ> 成果と課題

文献調査及び現地インタビューで把握できた主要なトピックス

○ エビデンスの「創出」の観点

オバマ政権下ではエビデンスに基づく政策形成を政府方針として明示しており、教育政策でもその推進が数値目標化されていた。連邦・州レベルでの統一データベースの整備が進められ、現状把握に基づく政策立案が容易になっており、幼児教育から成人に至るまで縦断的なデータを追跡することで、教育の成果を連続的且つ系統的に分析するアプローチが進められている。これまでランダム化比較試験のみを最重視してきた結果、研究デザイン上の質的問題が生じている課題等も踏まえ、政府がエビデンスを4つに階層化(※)するフレームワークを設けたことで、強固なエビデンスを段階的に蓄積していくプロセスが示された。また、エビデンスの階層により助成額が増減することを明示する「階層化に基づく資金拠出モデル」を通じ、より厳格な信頼性の高いエビデンスの導入の加速化が図られている。

※連邦教育省によるエビデンスの階層化フレームワーク

エビデンスの種類	想定する研究デザイン
①Strong Evidence	ランダム化比較試験
②Moderate Evidence	準実験的研究、及び、マッチドケースコントロール研究
③Promising Evidence	相関研究や事前事後比較分析
④Demonstrates a Rationale	研究や評価に基づくロジックモデルが示された論理的根拠

○ エビデンスの「伝達」の観点

連邦教育省はエビデンスの「創出」の面では機能しているが、IESによる情報発信は教育現場では多く参照されておらず、わかりやすい伝達や活用促進の面では課題を残しているとの指摘もある。今後、研究成果を教育実践で活用していくための人材育成や環境整備の深化が必要であり、Regional Educational Laboratories (REL: 全米10箇所に設置されている、エビデンスに基づく教育政策の地域への導入を促す機関)の活用 等の方策が模索されている。

○ エビデンスの「活用」の観点

IESが連邦政府や州の教育政策立案関係者向けに研修を提供しており、行政セクターの活用能力の向上が図られている。エビデンスに関する情報が教育現場に十分に行き届いていないことが課題だが、教育の実践者がどこにアクセスしどのようなデータを参考にしているかが判明していない、業務量過剰で多忙な教員にエビデンスの活用を求めることは厳しいとの指摘もあった。

日本への示唆

諸外国の状況調査及び国内有識者インタビューに基づく考察

現状分析に基づく検討	イギリス及びアメリカでは、自国のエコシステムの不足部分を調査してその強化を政策的に進めており、我が国でも <u>まずは現状を俯瞰した上で、エビデンスに基づく教育政策に携わる各主体の取組みを促す政策が望まれる</u> 。また、各主体の理解を得て協調的な取組みを進めるためには、受益者のニーズを出発点とした議論を積み重ねる中で、関係者相互のコミュニケーションを活性化させることが肝要である。
投資拡大方策の検討	イギリスでは教育格差の是正が、アメリカでは一定以上の教育水準の担保が、エビデンスに基づく教育政策を推進するテーマとされ、そこに縦断研究等の先行研究の成果を論拠として早期の教育投資の重要性が広く理解され、超党派で教育投資の重要性が共有されてきた。日本においても、 <u>エビデンスの必要性や期待役割を具体的なテーマとして示し研究を促進することが、教育投資を拡大するための社会全体の理解醸成に寄与するものと期待される</u> 。
社会基盤の構築	イギリス及びアメリカでは縦断的な追跡調査が可能なデータベースが構築され、研究目的での公開ルールも整備されている。また、エビデンスの創出・伝達・活用の各局面を主導する専門人材の育成は育成後の活躍の場の開拓とセットで進められている。さらに、エビデンスを活用する側の拡大は、行政セクターでの研修プログラムの開発や教育学部の大学院教育への導入など、活用者別に必要な水準が想定されている。これらを参考に、 <u>我が国の実情に沿った社会基盤整備が望まれる</u> 。
エビデンスを「つくる」(創出する)機能の充実	エビデンスに基づく教育政策の導入にあたっては、 <u>質的研究と量的研究の両方を重視するとの理解を浸透させることが必要</u> であり、質的研究についてはロジックモデル等を用いて論理構成や仮説を明確にすることがポイントだと考えられる。量的研究については厳格な研究デザインが用いられることが望ましいが、政策や実践での活用にあたっては論理構成や仮説が明確であれば実証的な研究を経て段階的にエビデンスを強固にすればよいとされていることから、留保付きで取り扱えるよう多くの関係者が共有できるエビデンスの基準の策定が期待される。
エビデンスを「つたえる」(伝達する)機能の充実	イギリスではEEF、アメリカではIESが伝達を担うことでエコシステム内での中核的な存在として存在感を発揮している。イギリスやアメリカにおいては、エビデンスの活用主体にとって分かりやすく簡易であることが求められているため、日本においても簡易に活用できるツール・方法論の開発が望まれる。
エビデンスを「つかう」(活用する)機能の充実	近年まで各国の政府機関は、主にエビデンスの創出を重視した政策を取ってきたが、最も難しい課題がエコシステム内での活用の推進であり、イギリスやアメリカにおいてもエビデンスの普及方策についての明確な方向性は判明していない。諸外国や他分野の成功や失敗の経験から日本の文脈に沿った日本らしい普及方策を検討し、分野・セクター横断的なネットワークを構築することが望まれる。

(参 考)

12月19日時点 中間報告

◆目的

我が国における客観的根拠に基づく教育政策を総合的に推進する体制を構築するに当たって参考となる情報を得るため、諸外国における客観的根拠に基づく教育政策の推進に関する状況について調査を実施する。

◆主な調査項目

- 諸外国における客観的根拠に基づく教育政策を推進する体制(教育施策の効果を専門的・多角的に分析、検証するために必要なデータ・情報の体系的な整備や、実証的な研究の充実も含めた総合的な体制の在り方)
- 教育政策担当者・教育分野の研究者・学校現場等の客観的根拠に対する認識 等

◆調査実施方法

文献調査及び現地インタビュー

◆調査対象国

イギリス及びアメリカ

◆調査委託先

三菱UFJリサーチ & コンサルティング

<イギリス>教育分野における客観的根拠の創出・活用状況

文献調査及び現地インタビューで把握できた主要なトピックス

◆ 教育省・公益団体・大学等が協調した組織横断的なサイクル(エコシステム)の形成

- 初等中等教育分野では、イギリス国内の地域間格差や社会経済的背景による格差の是正を主目的として、客観的根拠を教育政策に積極的に導入。全体として各主体が協調的に役割を果たす「エコシステム」として機能。
- 教育省が設置時に資金提供したThe Education Endowment Foundation (EEF) 等の公益団体が、独立性を保ちつつも教育省と密に連携。公益団体は、客観的根拠をつくる場面では大学等の研究者と協働、つたえる場面では教育現場の利便性を高めるツールを開発。
- 高等教育分野では、エコシステムは形成されていないが、研究資金配分を行う政府系機関(イングランド高等教育財政カウンスル)が、配分の際の成果志向を強めている。

客観的根拠をつたえる

- EEFは大学のリサーチセンター等の専門家に系統的レビューの実施を依頼。系統的レビューにおいては、特定の課題に関する既存研究を系統的(システムティック)に収集・整理・統合
- EEFは研究から得られた客観的根拠を教師や教育委員会などの教育関係者が利用しやすい形で情報提供。
 - The Teaching and Learning Toolkit(各取組の教育効果・コスト・客観的根拠の確からしさを見える化したウェブサイト)
 - ガイドンスの作成・配布等

客観的根拠をつかう

- 教育省は客観的根拠を基に教育政策の効果と現状の課題を特定し、政策を立案・実施。
- EEF等は政策研究が優先的に必要な領域を把握。
- 教育現場では、学校の経営層の64%がEEFの「The Teaching and Learning Toolkit」を意思決定時に参照している状況。

客観的根拠をつくる

- 教育省は政府統計や全国調査などを実施し、初等中等教育や就学前教育に関しては詳細な教育効果の分析ができるデータベースを構築。
- EEFは一次研究推進のため、大学等の研究者から実証研究アイデアを公募・選定し研究費を助成。

<イギリス>客観的根拠に対する認識、組織開発・人材育成に関する取組

文献調査及び現地インタビューで把握できた主要なトピックス

◆ 客観的根拠に対する認識

- 教育省が2016年5月に発行した白書「Educational Excellence Everywhere」では、教師のリーダーシップ強化や国家予算の効果的配分を進めると同時に、客観的根拠に基づく教育政策をさらに推進することを繰り返し言及している。教育省へのインタビューでは、必ずしも全てが客観的根拠に基づいているわけではないが、教育政策がなるべく客観的根拠に基づいて行われるように取り組んでいるとのコメントも得られた。
- 会計検査院の調査では、学校の経営層の64%がEEFの「The Teaching and Learning Toolkit」を意思決定時に参照していると回答。また、教育省の調査結果では、教師の16%がティーチングアシスタントに関するEEFのガイダンス(推奨)を実践しており、52%が既読もしくは存在を知っていると回答している。
- 本調査における教育現場(小学校の校長)へのインタビューでは、約半数程度の学校が客観的根拠の活用に向きで、教師自身で調査を行った結果を教育実践に活かしているのではないかとのコメントも得られた。

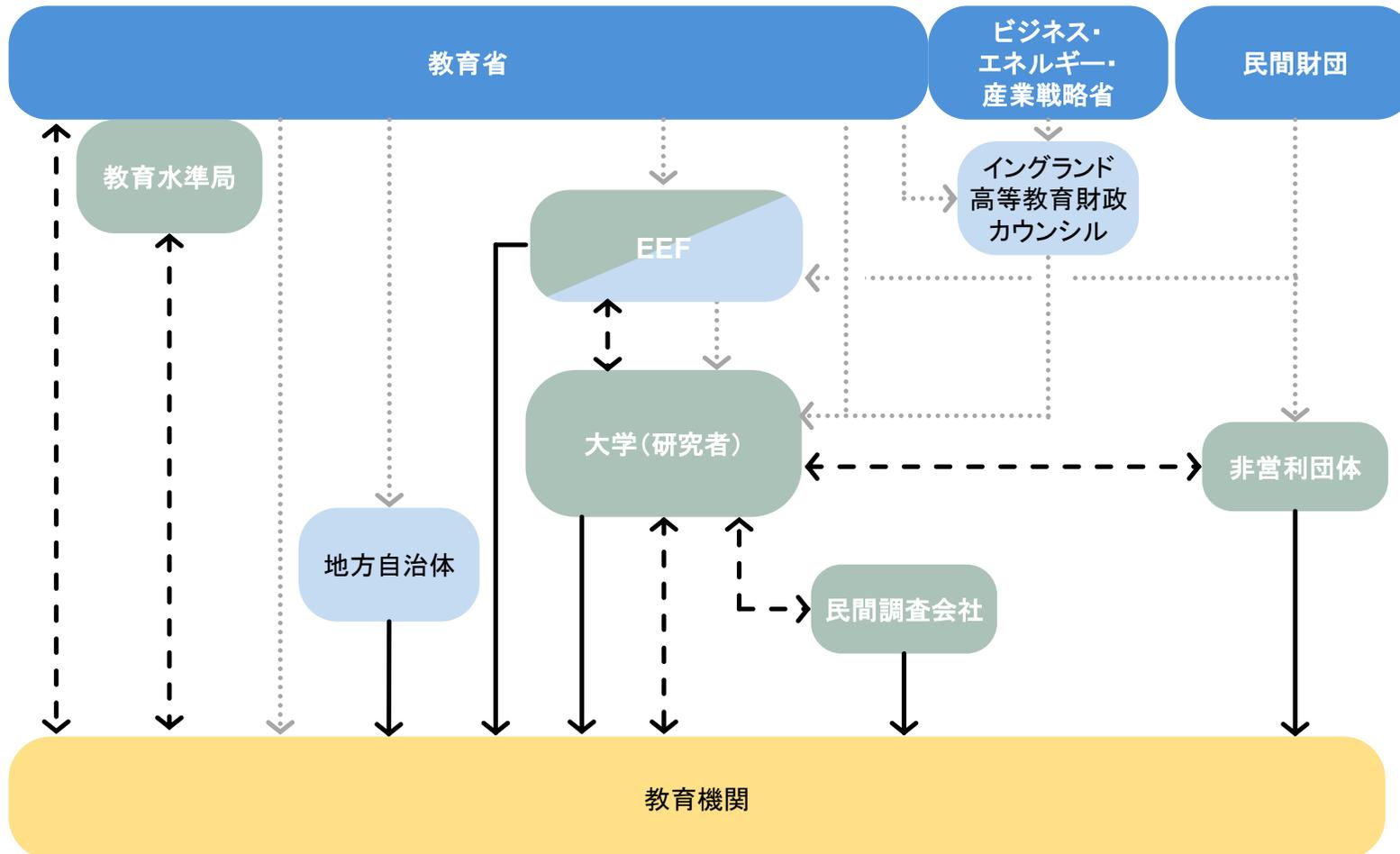
◆ 組織開発・人材育成に関する取組

- 教育省には社会学、オペレーションズ・リサーチ、統計学、経済学の4つの専門職があり、約200名のアナリストが常駐している(10~20人の政策立案者に1人の割合)。政策立案者が客観的根拠を使用する際、アナリストがその限界や注意点を把握し、研究方法を確認することが行われている。また、中間管理職以上の政策立案者はアナリストが実施する講習(5日間のコース)を受講するなど、アナリストによる人材育成も行われている。
- 初等中等教育分野では、自治体を經由せず教育省から学校に直接配分される資金が増加し、学校現場での取組がより一層重視される傾向にある。
- 学校の経営層のリーダーシップ開発として、教育省ではNational College for Teaching and Learningを設置して人材育成を直接担っている。他の大学でも同様のコースを設けて研修を提供するとともに、地域の学校との連携を深め、実証的な研究を通じて新たな客観的根拠を創出できる環境整備に取り組んでいる。

今後、イギリスにおけるサイクル形成までの経緯や成果等を調査し、日本への示唆を整理する予定。

(参考) <イギリス> 客観的根拠に基づく教育政策の関係機関相関図(マッピング)

関係機関における相関関係(主要なものを抜粋、イングランドの場合)



- (機関別の主な機能)
- 教育省**は、主に資金拠出機関として EEFや大学に研究を委託し客観的根拠を創出。また、**教育水準局**を通じ初等中等教育機関を監査した結果や統計等を用いて政策評価を行い、その結果を政策立案に反映。
 - ビジネス・エネルギー・産業戦略省**は資金拠出機関として、**イングランド高等教育財政カウンスル**に資金を拠出。
 - イングランド高等教育財政カウンスル**は、高等教育機関の研究の評価結果に応じ資金を配分。
 - 民間財団**は非営利団体に資金を拠出し、効果的なプログラムの実施を支援。
 - EEF**は、教育省や民間財団の助成や委託を受けて大学(研究者)に一次・二次研究を委託するほか、初等中等教育機関に客観的根拠の活用を促す。
 - 大学**は、中央政府やEEFの資金を得て教育機関・非営利団体・民間企業と共同で客観的根拠を創出、実践に還元。
 - 非営利団体**は、民間財団の助成や地方自治体の委託を得て、各種プログラムやサービスを教育機関に提供。
 - 教育政策の研究・評価を専門とする**民間調査会社**は、大学との共同研究で客観的根拠を創出し、教育実践に適用。
 - 地方自治体**は大学との連携や非営利団体・民間企業からサービスを購入し、教育現場にプログラムを提供(ただし近年は役割が縮小)。
 - 教育機関**は、客観的根拠に基づいたプログラム等を適用し、教育実践に活用。

(凡例)

	資金拠出機関		客観的根拠の創出・伝達機関		資金分配機関
	資金拠出		客観的根拠の創出		客観的根拠の伝達

<アメリカ>教育分野における客観的根拠の創出・活用状況

文献調査及び現地インタビューで把握できた主要なトピックス

- ◆ **現状分析や研究を強力に推進、ただし教育実践に有用な客観的根拠をつたえる・つかう場面には課題も**
 - 連邦教育省は2002年にInstitute of Education Sciences (IES) を設置。IESでは教育政策の統計整備・現状分析・研究推進を担うとともに、連邦教育省の政策立案者と連携して客観的根拠に基づく教育政策を実施。
 - 初等中等教育分野では2002年制定のNo Child Left Behind Act (NCLB) から2015年にEvery Student Succeeds Act (ESSA) に改正されたことで、自治体の裁量権が一層拡大。連邦教育省は情報提供や技術的支援など側面支援の役割に。
 - 客観的根拠の創出の面では機能しているが、わかりやすい伝達や活用促進の面では課題を残しているとの指摘もある。

客観的根拠をつたえる

- 連邦教育省ではIESの設置により、政策分析を高度化。以前はデータベースを教育現場の評価に用いたことに反発があったが、法改正により今後は教育実践改善の側面支援に活用される見通し。
- 他方、連邦レベルで実施している系統的レビューの結果や、研究で得られた効果的なプログラムの情報は、学区・州教育委員会や教師には浸透していない。

客観的根拠をつかう

- IESは連邦教育省からの独立性が認められており、客観的事実を基に政策立案者に指針を提供、政策立案者はこれを踏まえた意思決定が可能。
- 研究成果を教育実践で活用していくための人材育成や環境整備が必要。
官民協働により研究成果と実践をつなぐ方策を模索中。

客観的根拠をつくる

- 現状把握のためのデータベース構築が50州すべてで完了。一部では厳格にプライバシー保護や秘匿化をした上で、学校教育以外のデータ（就学前教育、高等教育、労働、犯罪経歴等）とも連結されている。
- 効果的な政策立案やそれに寄与する研究を学区・州教育委員会や研究者に促すため、連邦教育省は客観的根拠の水準を階層化、一部研究費助成とも連動。

<アメリカ>客観的根拠に対する認識、組織開発・人材育成に関する取組

文献調査及び現地インタビューで把握できた主要なトピックス

◆ 客観的根拠に対する認識

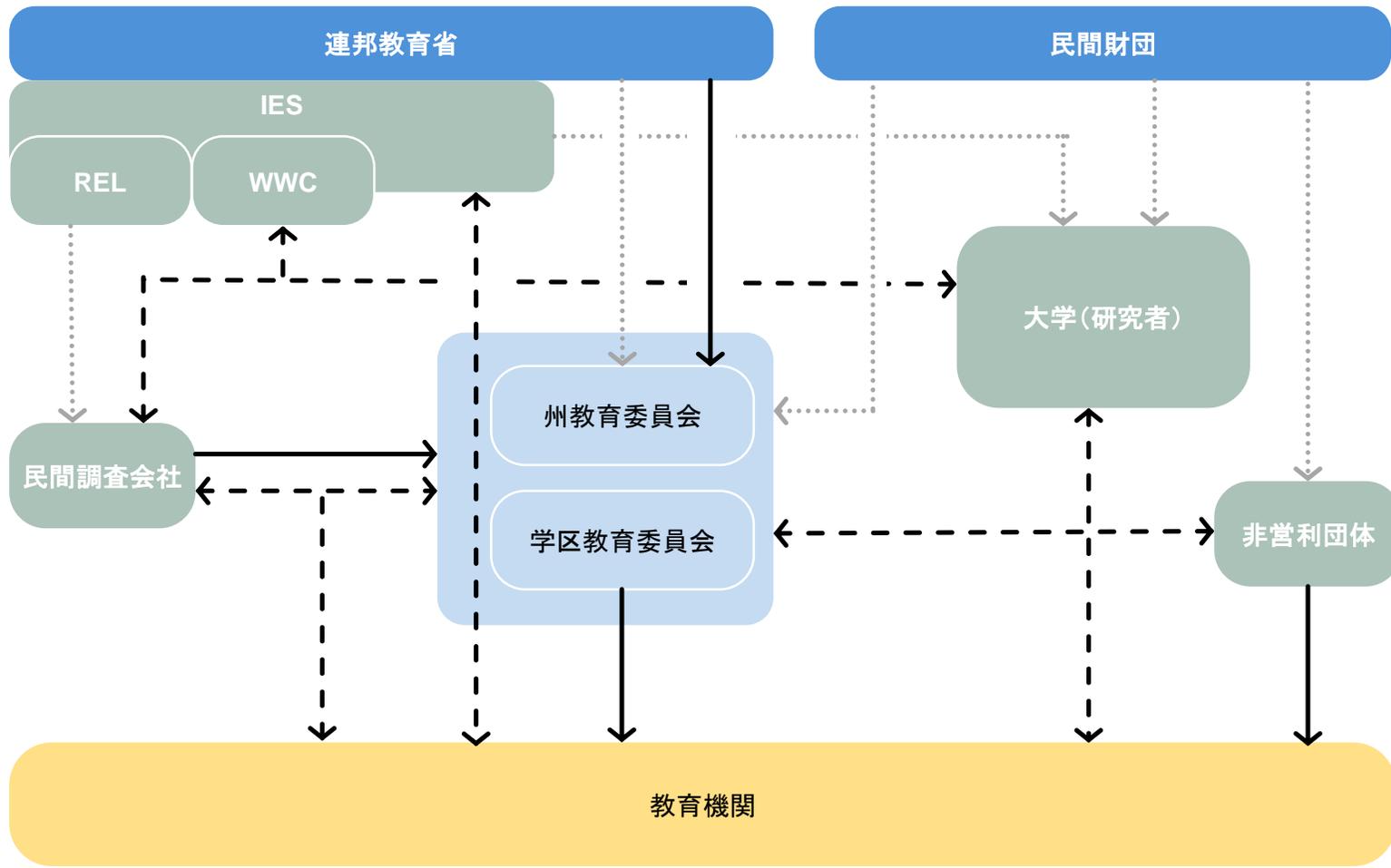
- 州規模の学力テストの実施やデータに基づく評価を重視していたNCLBとは異なり、ESSAでは自治体の裁量権を一層拡大。法的な強制力を持たないガイドラインの提示とともに、情報提供や技術的支援等の側面支援により客観的根拠の活用を推進。
- IES内のWhat Works Clearinghouse (WWC) は研究の評価を行うとともに、その結果を統合した系統的レビュー等も実施。ただし、コロラド大学ボルダー校が全国の初等中等教育機関の校長や学区のリーダーを対象として2016年に実施した調査では、IESによる情報発信はあまり参照されていないとの結果。本調査における大学教授へのインタビューでも、現場の教師は客観的根拠の活用に慣れていないとコメント。

◆ 組織開発・人材育成に関する取組

- IESでは科学的研究の経験を持つ職員が統計やデータベースを活用し、現状把握・政策評価の高度化を実現。政府からの独立性が法的に担保されており、データに基づき政策立案者に客観的かつ有益な情報を提供することが可能。
- 連邦教育省ではESSAのガイドラインの中で、客観的根拠の水準を4段階に階層化して分かりやすく示すことで、研究者以外の関係者の客観的根拠に対する理解を促進。また、州教育委員会についてはESSAに対応した教育政策の計画の策定を求めており、教育省内に進捗をモニタリングする部門を設置して技術的支援も提供。
- 学区・州教育委員会や教育現場では、研究成果を教育実践で活用していく点に課題があるが、IES内のRegional Educational Laboratories (REL: 全米10箇所に設置されている、客観的根拠に基づく教育政策の地域への導入を促す機関)でも民間の取組を参考に、研究者と実践者の連携を促す方策を採用。人材形成と現場での客観的根拠の活用を同時並行で推進。
- 研究者に対しては、ESSAの4段階の階層と整合する形でWWCでも客観的根拠の水準を示しており、WWCの研修を通じて浸透を図っている。さらに研究費助成の際も階層に応じてインセンティブを付与。

(参考) <アメリカ> 客観的根拠に基づく教育政策の関係機関相関図(マッピング)

関係機関における相関関係(主要なものを抜粋)



- (機関別の主な機能)
- 連邦教育省**は、ESSA等の法律の制定、Race to the topやi3といった競争的資金の交付で州教育委員会に関与。
 - IES**は連邦教育省の研究評価・統計部門として2002年に設立された機関で、州単位で整備されているパネルデータにより政策評価を行う。WWCやRELを有するNCEEなど4部門に大別できる。
 - REL**は、客観的根拠に基づく教育政策の地域への導入を推進する機関であり、現在は全米10箇所。NCEEが教育政策の研究・評価を専門とする**民間調査会社**に委託し、自治体に技術的支援を提供。
 - WWC**は、大学(研究者)や民間企業に客観的根拠の水準を示すことで、より質の高い客観的根拠の創出を促進。
 - 教育政策や教育実践に関心を有する**民間財団**は、自治体・大学・非営利団体などへの資金提供を通じ、客観的根拠の創出・適用を推進。
 - 大学(研究者)**は、IESや民間財団から研究費を得て、自治体・**非営利団体**・教育機関等と協働し客観的根拠を創出。
 - 自治体のうち**州教育委員会**は、連邦教育省が示す法律やガイドラインを参照しつつ、競争的資金を獲得し客観的根拠に基づく教育政策を推進。
 - 学区教育委員会**は、州教育委員会とともに多様な主体と客観的根拠の創出・適用を担い、教育機関の実践を推進。
 - 教育機関**は、客観的根拠の創出・伝達機関との協働体制や情報提供を受けて、客観的根拠に基づいたプログラム等を適用し、教育実践に活用。

(凡例)

	資金拠出機関		客観的根拠の創出・伝達機関		資金分配機関
	資金拠出		客観的根拠の創出		客観的根拠の伝達